III 行政のスリム化

国の行政の役割を見直す上では、「官から民へ」「国から地方へ」という観点からスリム化の検討が行われました。ここでは、事務・事業の見直しや国家公務員の定員削減などについて、どのように進められるのか説明します。

中央省庁等改革では、行政のスリム化も大きな課題となりました。スリム化については、

①国の事務・事業を見直し、国が行う必要のないものについては廃止・民営化、規制緩和、地方分権などの改革を行い、国で引き続き行う事務・事業についても、その実施に当たって民間委託等の効率化を進め、

②これに応じて行政組織のスリム化を進め、

③国家公務員の定員削減を進めるとともに、

④審議会の組織整理を行い、

政策決定の透明化、政治主導の実現といった観点から、その運営などについても改善します。

①事務・事業の合理化

事務・事業の合理化として、例えば、食糧検査の民営化、アルコール専売の廃止、工業技術院標準実施部門の民間委譲などを実施します。

引き続き国が行う事務・事業についても、一層の民間委託を行うことにし、社会資本整備、情報処理、統計処理等、国有財産管理など、個別の事務・事業ごとに推進の方針を定めました。

②組織の整理

中央省庁の官房・局の総数を百二十八から九十六に、課・室の総数を約千二百から千程度まで削減するとともに、その編成を可能な限り弾力的なものとするため、局長級、課長級の分掌職制を活用することにしました。

また、国立大学、国立病院及び国立療養所、その他の試験研究機関などについて、見直しを行うことにしました。

さらに、地方建設局と港湾建設局を統合した地方整備局の設置、地方医務局と地区麻薬取締官事務所を統合した地方厚生局の設置など、十四事項の整理合理化を行うことにしました。

③定員の削減

国の行政機関の職員の定員については、現在約八十四万人となっていますが、計画的削減及び独立行政法人化と郵政公社への移行により、定員削減を強力に進めます。平成十二年度採用分から毎年新規採用を減らし、郵政公社へ移行するものを除き十年間で二五％削減します**［図参照］**。

④審議会等の整理合理化

審議会については、いわゆる官僚の隠れみのになっているのではとの批判を招いたり、縦割り行政を助長したりしているのではないかという弊害が指摘されています。

こうした問題点を解決するため、政策の決定は審議会ではなく内閣又は国務大臣の責任で行うと

国家公務員定員の削減

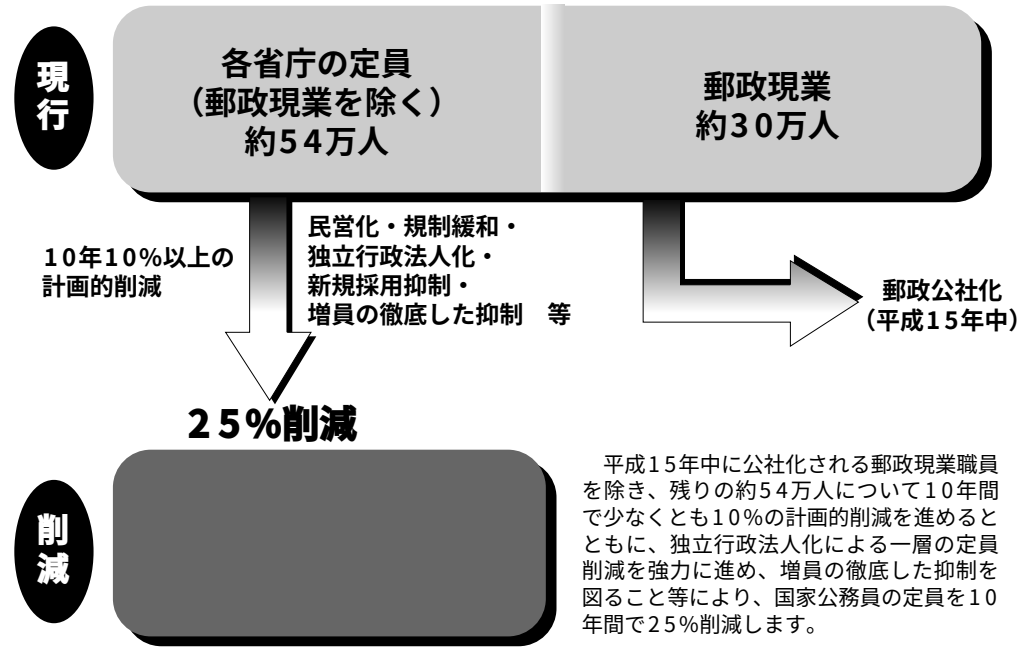

平成15年中に公社化される郵政現業職員を除き、残りの約54万人について10年間で少なくとも10%の計画的削減を進めるとともに、独立行政法人化による一層の定員削減を強力に進め、増員の徹底した抑制を図ること等により、国家公務員の定員を10年間で25%削減します。

いう行政責任を明確にするとともに、審議会の数を二百十一から九十に削減しました。特にいわゆる隠れみの批判のあった基本的な政策の審議を行う審議会については、百七十六から二十九へ、約六分の一にまで削減しています。

（中央省庁等改革推進本部事務局）

▶内幸町方向から霞が関、国会議事堂方向を望む